

○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）

令和 8 年 9 月 30 日改正

国自審第 1685 号

（傍線の部分は改正部分とする。ただし、現行欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、現行欄及び改正案欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、現行欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で現行欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	現 行
別添 装置型式指定実施要領 目次 第 1～第 9 （略） <u>第10 COPステートメントに係る証明及び交付</u> <u>第11</u> その他 第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先 1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省	別添 装置型式指定実施要領 目次 第 1～第 9 （略） <u>（新設）</u> <u>第10</u> その他 第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先 1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省

令第66号。以下「装置指定規則」という。）第4条第1項に規定する申請書、同条第2項及び第3項に規定する書面並びに別記様式1の提出書面一覧表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町7丁目42番地27号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第4条第2項（第4号、第5号及び第8号を除く。）、第3項の書面及び提出書面一覧表を提出し、あわせて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。

(1)～(67) (略)

(68) 眠気警報装置

(69) 脇見警報装置

(70)～(77) (略)

2 法第102条第4項の規定により納めなければならない手数料は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）第2条第2項及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第69条第1項の規定に基づき、国に納めなければならない手数料については、特定装置の申請1件につき8万円相当の自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。

また、法第102条第4項の規定により、第6第1項に規定する電子申請を行った場合には、国に納めなければならない手数料について、現金による納付を行うことができる。

令第66号。以下「装置指定規則」という。）第4条第1項に規定する申請書、同条第2項及び第3項に規定する書面並びに別記様式1の提出書面一覧表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町7丁目42番地27号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第4条第2項（第4号、第5号及び第8号を除く。）、第3項の書面及び提出書面一覧表を提出し、併せて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。

(1)～(67) (略)

(新設)

(新設)

(68)～(75) (略)

2 法第102条第4項の規定により納めなければならない手数料は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）第2条第2項及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第69条第1項の規定に基づき、国に納めなければならない手数料については、特定装置の申請1件につき5万円相当の自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。

また、法第102条第4項の規定により、第6第1項に規定する電子申請を行った場合には、国に納めなければならない手数料について、現金による納付を行うことができる。

3～4（略） 第2 装置指定規則第4条第1項から第3項に規定する申請書の記載方法及び添付書面 1～3（略） 4 装置指定規則第4条第2項第4号に規定する品質管理システムに係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面には、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。なお、国際標準化機構（以下「ISO」という。）9001の規格<u>若しくはこれと同等以上の規格に係る認証を受けていることを証する書面の写し又は第10に基づき交付された協定の細目1（製造の適合性に関する手続）に基づく適合証明書（協定加盟国の権限ある機関が発行したこれに相当する書面を含む。以下「COP ステートメント」という。）の写しであっても差し支えない。</u> この場合において、EN（European Norm）ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001又はIATF16949の各規格はISO9001と同等以上の規格の例とする。 (1)～(2)（略） 5 装置指定規則第4条第2項第5号に規定する検査実施要領については、次に掲げる事項を記載すること。<u>なお、COP ステートメントの写しであっても差し支えない。</u> (1) 検査の業務組織 (2) 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） ① 検査の実施項目 ② 検査の実施方法	3～4（略） 第2 装置指定規則第4条第1項から第3項に規定する申請書の記載方法及び添付書面 1～3（略） 4 装置指定規則第4条第2項第4号に規定する品質管理システムに係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面には、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。なお、国際標準化機構（以下「ISO」という。）9001の規格<u>又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えない。</u> この場合において、EN（European Norm）ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001又はIATF16949の各規格はISO9001と同等以上の規格の例とする。 (1)～(2)（略） 5 装置指定規則第4条第2項第5号に規定する検査実施要領については、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 検査の業務組織 (2) 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） ① 検査の実施項目 ② 検査の実施方法
--	--

③ 検査の実施方式 ④ 検査用機械器具の一覧表	③ 検査の実施方式 ④ 検査用機械器具の一覧表																				
6～11（略）	6～11（略）																				
第3～第7（略）	第3～第7（略）																				
第8 装置型式指定基準 法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。	第8 装置型式指定基準 法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定装置の種類</th><th>装置型式指定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動車駆動用出力装置</td><td>協定規則第85号 <u>協定規則第177号改訂版</u></td></tr> <tr> <td>2. 自動車駆動用燃料消費装置</td><td><u>協定規則第154号第4改訂版</u></td></tr> <tr> <td>3. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置</td><td><u>（レベル1Aに係る部分を除く。）</u></td></tr> <tr> <td>4. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防</td><td></td></tr> </tbody> </table>	特定装置の種類	装置型式指定基準	1. 自動車駆動用出力装置	協定規則第85号 <u>協定規則第177号改訂版</u>	2. 自動車駆動用燃料消費装置	<u>協定規則第154号第4改訂版</u>	3. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	<u>（レベル1Aに係る部分を除く。）</u>	4. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定装置の種類</th><th>装置型式指定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動車駆動用出力装置</td><td>協定規則第85号 <u>協定規則第177号</u></td></tr> <tr> <td>2. 自動車駆動用燃料消費装置</td><td><u>協定規則第154号第2改訂版</u></td></tr> <tr> <td>3. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置</td><td><u>（レベル1Aに係る部分を除く。）</u> <u>協定規則第154号第3改訂版</u></td></tr> <tr> <td>4. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防</td><td></td></tr> </tbody> </table>	特定装置の種類	装置型式指定基準	1. 自動車駆動用出力装置	協定規則第85号 <u>協定規則第177号</u>	2. 自動車駆動用燃料消費装置	<u>協定規則第154号第2改訂版</u>	3. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	<u>（レベル1Aに係る部分を除く。）</u> <u>協定規則第154号第3改訂版</u>	4. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防	
特定装置の種類	装置型式指定基準																				
1. 自動車駆動用出力装置	協定規則第85号 <u>協定規則第177号改訂版</u>																				
2. 自動車駆動用燃料消費装置	<u>協定規則第154号第4改訂版</u>																				
3. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	<u>（レベル1Aに係る部分を除く。）</u>																				
4. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防																					
特定装置の種類	装置型式指定基準																				
1. 自動車駆動用出力装置	協定規則第85号 <u>協定規則第177号</u>																				
2. 自動車駆動用燃料消費装置	<u>協定規則第154号第2改訂版</u>																				
3. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	<u>（レベル1Aに係る部分を除く。）</u> <u>協定規則第154号第3改訂版</u>																				
4. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防																					

止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
5. 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		5. 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
6. 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		6. 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
7. 自動車駆動用電力消費装置		7. 自動車駆動用電力消費装置	
8. ～88. (略)	(略)	8. ～88. (略)	(略)
89. ディフィートストラテジー防止装置	<u>協定規則第 168 号改訂版 (レベル 1A に係る部分を除く。)</u>	89. ディフィートストラテジー防止装置	<u>協定規則第 168 号</u>
90. ～124. (略)	(略)	90. ～124. (略)	(略)
<u>125. 眠気警報装置</u>	<u>協定規則第 182 号</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>126. 脇見警報装置</u>	<u>協定規則第 183 号</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>127. ～141. (略)</u>	(略)	<u>125. ～139. (略)</u>	(略)
第9 (略) 第10 COPステートメントに係る証明及び交付 <u>協定規則に適合する特定装置について型式指定の申請を行う者は、別紙4に定めるところにより、COP ステートメントの交付を申請することができる。</u>		第9 (略) <u>(新設)</u>	
第11 その他 (略) 1 (略) 2 国土交通大臣は、国際連合の型式認定を行う他の締約国の当局から <u>COP</u>		第10 その他 1 (略) 2 国土交通大臣は、国際連合の型式認定を行う他の締約国の当局から <u>品質</u>	

82	<u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>naibutousei</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
83	<u>FMVSSに適合していることを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>fmvsstekigou</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
84	<u>安全性確保及び公害防止に係る書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>anzenkakuho</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
85	<u>改善措置を行う能力を有することを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>kaizennouryoku</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

別紙3 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

第1～第3 (略)

第4 申請書及び添付書面

1 第1号様式の申請書、以下に規定する添付書面並びに提出書面一覧表の書面を審査・リコール課に提出するとともに、自動車審査部が発行した試験成績書を提出するものとする。なお、添付書面の記載方法については、別添「装置型式指定実施要領」(以下「実施要領」という。)第2によること。

(1)～(10) (略)

第5～第10 (略)

別紙4 COPステートメントに係る証明実施要領

第1 COPステートメントの対象範囲

注) 項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

別紙3 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

第1～第3 (略)

第4 申請書及び添付書面

1 第1号様式の申請書、以下に規定する添付書面並びに提出書面一覧表の書面を審査・リコール課に提出するとともに、自動車審査部が発行した試験成績書を提出するものとする。なお、添付書面の記載方法については、別添「装置型式指定実施要領」第2によること。

(1)～(10) (略)

第5～第10 (略)

(新設)

(新設)

<u>協定規則に適合する特定装置については、COP ステートメントの交付申請を行うことができる。</u>	
<u>第2 COP ステートメントの判定基準</u> <u>COP ステートメントに係る証明は協定の細目1の1（当初の評価）及び2（製品の適合性に関する措置）の要件に適合しているかどうかを判定することによって行う。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第3 COP ステートメントの取消し</u> <u>国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、COPステートメントに係る証明を取り消すことができる。</u> <u>（1）当該COPステートメントの対象となる特定装置が協定規則に基づく技術的な要件に適合しなくなったとき。</u> <u>（2）その型式について証明を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなったとき。</u> <u>（3）第2の判定基準に適合しないと認められたとき。</u> <u>（4）不正の手段によりその型式について証明を受けたとき。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第4 COP ステートメント交付の申請者</u> <u>第1に規定する交付の申請は、別添第1の1に規定する製作者等が行うものとする。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第5 COP ステートメント交付の申請方法及び申請書</u> <u>第1に規定する交付の申請は、指定装置型式指定の申請又は既指定装置型式指定の申請と同時に行う場合は、当該申請書の備考欄にその旨を記載するものとする。それ以外の場合にあっては、次に掲げる事項を記載した</u>	<u>（新設）</u>

<u>第5号様式の申請書を審査・リコール課に対し提出するものとする。</u> <u>(1) 特定装置の名称、型式及び交付を受ける協定規則（交付を受ける協定規則が複数ある場合は、それぞれについて記載することとする。）</u> <u>(2) 申請者の氏名又は名称及び住所</u> <u>(3) 主たる製作工場の名称及び所在地</u> <u>特定装置の製作工場の名称及び所在地を記載することとし、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載することとする。</u>	
<u>第6 申請書の添付書面</u> <u>1 申請書の添付書面は、装置指定規則第4条第2項第4号及び同項第5号に規定する書面とし、その取扱いを実施要領第2第4項及び第5項に準ずるものとする。</u> <u>申請書の添付書面が日本語以外で記載されているもので必要と認めるものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。</u> <u>2 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、申請者に対し、COP ステートメントに係る証明に関し必要があると認められるときは、必要な書面の提出を求めることができる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>第7 変更届</u> <u>COP ステートメントの交付を受けた者は、当該 COP ステートメントの記載事項に変更があつたときは、装置指定規則第8条の規定に準じ、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</u>	<u>(新設)</u>

第8 外国人等による届出等 <u>外国人又は外国法人がCOPステートメント交付申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</u> 第9 COPステートメントの交付 <u>1 国土交通大臣は、第5に基づく申請についてCOPステートメントに係る証明を行ったとき、第7に基づく届出によりCOPステートメントの記載事項を変更したとき又は第3に基づき当該証明を取り消したときは、第6号様式による書面を交付するものとする。</u> <u>2 COPステートメントの有効期間は、取り消されない限り、交付の日から3年を超えない範囲内で国土交通大臣が定める期間とする。ただし、第7に基づく変更により交付を行ったCOPステートメントは変更前のCOPステートメントの有効期間を引き継ぐものとする。</u> <u>3 COPステートメントの交付を受けた者は、その有効期間の満了前に、当該有効期間の更新を申請することができる。申請は第5に準じて行うものとする。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
第1号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書）<u>（別紙3第4関係）</u> （略） 第2号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書）<u>（別紙3第9第1項関係）</u> （略）	第1号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書） （略） 第2号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書） （略）

第3号様式（変更届出書） （別紙3 第9第3項関係）

（略）

第4号様式（製作等廃止届） （別紙3 第9第5項関係）

（略）

第5号様式（COP ステートメント交付申請書）（別紙4 第5関係）

COP ステートメント交付申請書

国土交通大臣殿

年 月 日

<u>特定装置の名称及び型式</u>	
<u>該当する協定規則</u>	
<u>申請者の氏名又は名称</u> <u>及び住所</u>	
<u>主たる製作工場の名称及</u> <u>び所在地</u>	
<u>備 考</u>	

（日本産業規格A列4番）

第3号様式（変更届出書）

（略）

第4号様式（製作等廃止届）

（略）

（新設）

<u>備考 COP ステートメントの有効期間更新の場合はその旨を備考欄に記載すること。</u> <u>第6号様式（COP ステートメント）（別紙4 第9関係）</u> <u>COP ステートメント</u> <u>COP CERTIFICATE</u> <u>1958 年協定細目 1 に基づく</u> <u>製造適合性の証明／証明の取消^{※1} について</u> <u>Concerning</u> <u>certification / withdrawal^{※1} of certification of production</u> <u>with regard to Schedule of 1 of the Agreement E/ECE/TRANS/505/Rev.3</u> <u>下記に掲げる申請者が製造を行う工場において、生産の適合性を満たすために必要な手順が存在及び実行し、当該要件に適合していることを証明する／の証明を取り消す^{※1}。</u> <u>The statement certifies/ is withdraw^{※1} that the manufacturer as below has had and implemented in the plants as below the necessary procedures to comply with the conformity of production/</u> <u>製造者の名称及び所在地：</u> <u>Manufacturer's name and address：</u> <u>製作工場の名称及び所在地：</u> <u>Address(es) of manufacturing plant(s):</u> <u>適用範囲：</u>	<u>（新設）</u>
---	--------------------

<u>Scope :</u> <u>国土交通省は、ISO9001 品質マネジメントシステムに基づくこれらの手順の評価を実施し、上記の規制への準拠を確認するための適切な取り決めと文書化された管理計画が存在することを確認した。</u> <u>MLIT has assessed these procedures based on the ISO 9001 quality management system and confirmed the existence of adequate arrangements and documented control plans to verify compliance with the regulations referred to above.</u> <u>証明書番号 :</u> <u>Statement number:</u> <u>有効期間（開始）:</u> <u>有効期間（終了）:</u> <u>Validity period from :</u> <u>Validity period to:</u> <u>場所:</u> <u>Place :</u> <u>署名:</u> <u>Signature :</u> <u>備考:</u> <u>Remark :</u> <u>※1: 該当しないものを抹消する。</u> <u>Strike out what does not apply.</u>	
<u>(日本産業規格A列4番)</u>	
別添 21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準	別添 21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準
第 I 編 普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車に備える一酸化炭素	第 I 編 普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車に備える一酸化炭素

等発散防止装置の指定基準 1. ～3.2. (略) 3.2.1. 第1分冊 申請書、提出書面一覧表及び別紙2に掲げる添付書面 3.2.2.～11.2. (略) 別紙1～別紙8 (略) 第Ⅱ編 大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の指定基準 (略) <u>附 則 (令和8年9月30日付け国自審第1685号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. 本改正規定は、令和8年9月30日より施行する。ただし、第8 1.の うち協定規則第182号、第183号の規定については令和8年10月20日よ り施行する。</u> <u>2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第8 2.、3.、4.、 5.、6.、7.及び89.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によること ができる。</u>	等発散防止装置の指定基準 1. ～3.2. (略) 3.2.1. 第1分冊 申請書、提出書面一覧表及び別紙2に掲げる添付書面<u>のうち、別紙2 －1中第4項を除く書面</u> 3.2.2.～11.2. (略) 別紙1～別紙8 (略) 第Ⅱ編 大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の指定基準 (略) <u>(新設)</u>
--	--